

我が国のPFI事業における金融機関によるモニタリングの実態

1. 基本概念

■ 機能

- ✓ 監視： 事業状況チェック
- ✓ 治癒： 事業変調対応協議
- ✓ 介入： 事業修復

■ 根拠規定

- ✓ 融資契約【借入人 融資金融機関】：
 - 報告義務 借入人報告義務（定時・随時）
 - 担保設定義務 契約関連地位譲渡・預金口座担保設定
 - 資金管理規定 資金収支コントロール
- ✓ 直接協定【公共 融資金融機関】：
 - 連絡義務 相互通知義務（定時・随時）
 - 調整規定 相互協力規定・「治癒期間」設定

2. 実際の運用

■ 監視

- ✓ 事業進捗状況
 - 基本条件適合状態チェック（貸出先行条件・約諾条項・期限の利益喪失条項）
 - 定時借入人報告内容チェック（平常時モニタリング）
 - 随時借入人報告内容チェック（非常時モニタリング）
 - 公共通知内容チェック
- ✓ 財務状況
 - 資金収支状況チェック（事業変調の早期捕捉）
 - キャッシュウォーターフォール管理
- ✓ 担保設定状況

■ 治癒

- ✓ 事業変調対応策協議・承認
 - 早期対策（事業計画改訂等）
 - 根本対策（事業体制／資金計画見直し・事業計画改訂等）

■ 介入

- ✓ 所謂ステップインライトの行使による事業修復
 - 建設業者・運営業者等の交代
 - SPC 株主の交代